

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

このたび国税庁が「国際標準規格に基づく発番機関」として登録されました。

これにより、国税庁が通知した「法人番号」を、国内のみならず国際的にも唯一無二性を確保した識別コードとして、

- ① 企業間取引（電子商取引）における企業コード
- ② 電子タグなどの自動認識メディア（非接触技術を用いた IC チップ）の識別子の中で活用される企業コード

として利用することが可能となりました。

（概要）

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

（ポイント）

国際的な流通（電子商取引等）において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

（コード体系のイメージ）



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

（効果）

- ・企業情報のメンテナンス（商号・所在地等の変更）負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参加しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

（活用例）

- ・企業間取引（電子商取引）における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア（非接触技術を用いた IC チップ）の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・ UN/EDIFACT データエレメント 3045 [国連が運営]、ISO/IEC 6523-2 [ISO が運営]
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ ISO/IEC 15459-2 [ISO が運営]
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

※詳細はこちら（国税庁ページ）をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/hatsubankikan.htm>